

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年7月15日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとしており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号利用法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	予防接種 ・予診票などの接種通知の発行 ・予防接種の接種実績の登録・集計
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内で個人を一意に特定できる統合宛名番号を付番する。 2) 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号と個人番号を紐づける。 3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4) 既存システム連携機能 既存システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 5) 公金受取口座の登録・連携ファイル関係情報を取得する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 宛名システム等 [☐] その他 () [☐] 庁内連携システム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 税務システム

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存システムとの情報の授受を仲介する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第9条第1項別表の14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）（第2条の表（25、26、153の項）） 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（新情報連携主務省令）（第2条の表（25、27、28、29、153の項）） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課、こども局 すくすく子育て相談室
②所属長の役職名	いきいき健康医療課長、すくすく子育て相談室長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	加須市の住民基本台帳に記録され、予防接種の対象となる者
その必要性	予防接種の実施及び接種記録を適正に管理するため
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関連情報)
その妥当性	【個人番号(宛名番号)】 ・記載された番号をキーとして、個人を検索するため 【その他識別情報尾】 自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 発送・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 接種情報を利用した事務を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		個人番号により個人を検索するため。 情報提供ネットワークシステムに予防接種データを提供するため。
④使用の主体	使用部署	健康スポーツ部 いきいき健康医療課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。
	情報の突合	予防接種記録の一元管理のため、予防接種の実施に必要な情報、外部から取得した接種記録などを宛名番号、氏名、生年月日等により突合し、登録する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		システムの保守・運用		
①委託内容		接種記録の情報連携		
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		AGS株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項2～5				
委託事項6～10				
委託事項11～15				
委託事項16～20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【保管場所】

(接種記録の情報連携)

・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施錠管理されたサーバ内に保管する。

・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

(接種対象者の登録、接種券発行等)

入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	アクセス権限を限定するなど、番号制度の担当者以外は参照できないこととしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	指静脈認証、パスワードによりログインを制御している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱特記事項等により規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	誓約書の提出を求めている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	常時、詳細な報告を求めることとしている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを使用できる場所を本市の電算室内に限定し、常に有人の状態での使用環境としている。 (「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務以外を記載)		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバーにおいて、どの特定個人情報をもどの職員が使用したかを記録することで、不正を抑制している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	入退室管理がされ、施錠が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

·物理的对策

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

・技術的対策

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

·物理的对策

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。

なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。

- ・日本国内でデータを保管している。

・技術的対策

①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。

②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。

⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	内部監査を実施し、安全を確認している。
10. その他のリスク対策	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	【高齢者予防接種・新型コロナウイルス感染症特例臨時接種・臨時接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	【高齢者予防接種・新型コロナウイルス感染症特例臨時接種・臨時接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111
②対応方法	問合せの受付時に、対応についての記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務（新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務（新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。） ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年1月21日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電子交付の実施を行う。	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム（VRS）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年1月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ② 委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③ 委託先名		株式会社ミラボ	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④ 再委託の有無		再委託しない	事後	
令和4年1月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容(続)		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 (続)		・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 各市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
令和4年1月21日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・ 論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・ LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・ 論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・ LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・ 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・ 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年5月31日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システム機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電子交付の実施を行う。	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市区町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電子交付の実施を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施を行う。	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 委託事項3①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	【保管場所】 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転入者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転入者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・「ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入力し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。 ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・「ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入力し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。 ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑制する措置を講じている。 ・(券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLAN/WAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	入退室管理がされ、施錠が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	入退室管理がされ、施錠が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和5年1月1日	I 基本情報 2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 システムの機能		11情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能 ・公金受取口座の登録・連携ファイル関係情報を取得する。 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	I 基本情報 5情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	①健康医療部 健康医療推進課、こども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、子育て支援課長	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康長寿課、こども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、子育て支援課長	事後	
令和5年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	
令和5年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目		「その他」に「口座登録・連携ファイル関係情報」を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手元		「行政機関・独立行政法人等」に「デジタル庁」を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和6年5月13日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長の役職名	①健康医療部 健康医療推進課・いきいき健康長寿課、こども局 子育て支援課 ②健康医療推進課長、いきいき健康長寿課長、子育て支援課長	①健康スポーツ部 いきいき健康医療課、こども局 子育て支援課 ②いきいき健康医療課長、子育て支援課長	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康医療部 健康医療推進課	健康スポーツ部 いきいき健康医療課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康医療部 健康医療推進課	健康スポーツ部 いきいき健康医療課	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三保2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三保2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和6年5月13日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 健康医療推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-53-5020 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康医療部 いきいき健康長寿課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三保2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三保2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和6年10月1日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	(情報連携) ・番号法第9条第1項、同法別表第一の10の項及び93の2の項、主務省令第10条及び67条の2 ・番号法第19条第8号 (VRSIによる情報提供・照会) ・番号法第19条第6号及び第16号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	根拠法令の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、16の3、18、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の2の2、第13条及び第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、同法別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(25、26、153の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(25、27、28、29、153の項)) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠法令の変更
令和6年10月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号法別表第二に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の登録及び他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民かつ政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないことになっており、その実施に係る事務(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む。) ②経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができるとされており、その徴収に係る事務 ③予防接種を行ったときは、遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間の保存に係る事務 予防接種に関する事務において、番号利用法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システム名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	新型コロナウイルスワクチンの接種券の発行、接種記録の登録・集計、他市町村へのワクチン接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録に照会、電子申請受付・電子交付の実施を行う。 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施を行う。	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3、特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	〔〇〕その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム）	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3、特定個人情報の入手・使用 ③使用目的 ※	個人番号により個人を検索するため。 情報提供ネットワークシステムに予防接種データを提供するため。 ワクチン接種記録システム（VRS）に接種対象者情報を登録するため。	個人番号により個人を検索するため。 情報提供ネットワークシステムに予防接種データを提供するため。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3、特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	適正に予防接種業務を行うため、予防接種の実績等の記録を管理する。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3、特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	予防接種記録の一元管理のため、予防接種の実施に必要な情報、外部から取得した接種記録などを宛名番号、氏名、生年月日等により突合し、登録する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	予防接種記録の一元管理のため、予防接種の実施に必要な情報、外部から取得した接種記録などを宛名番号、氏名、生年月日等により突合し、登録する。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	（ 3 件 ）	（ 1 件 ）	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	システムの保守・運用	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	接種対象者の登録、接種券発行等	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	10人未満	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	日本電子計算㈱	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無※	再委託する	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	書面による審査	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	接種対象者の登録、接種券発行等	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社ミラボ	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無※	再委託しない	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	〔○〕提供を行っている (2) 件	〔○〕行っていない	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	市区町村長	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)①法令上の根拠	・番号法第19条第16号	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	〔〇〕その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	国	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	・番号法第19条第16号	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)への登録	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	接種対象者、接種記録等	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6、特定個人情報の保管・消去	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施設管理されたサーバ内に保管する。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施設可能な本市の電算室内 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施設管理されたサーバ内に保管する。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施設可能な本市の電算室内	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7、備考	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 2、特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民記録台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請書からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	情報セキュリティに関する研修を実施し、意識の醸成を図る。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 2、特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、固定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより、必要な情報を入力し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報 が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSの検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を受けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報 が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	本業務の遂行に十分な最少の情報量で処理を行う。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 3、特定個人情報の使用 リスク対策に対する措置の内容	アクセス権限を限定するなど、番号制度の担当者以外は参照できないこととしている。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	アクセス権限を限定するなど、番号制度の担当者以外は参照できないこととしている。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 3、特定個人情報の使用 具体的な管理方法	指静脈認証、パスワードによりログインを制御している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	指静脈認証、パスワードによりログインを制御している。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 3、特定個人情報の使用 その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 3、特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 4、特定個人情報の取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） その他の措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 7、特定個人情報の保管・消去 その他の措置	入退室管理がされ、施設が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線。 ・証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	入退室管理がされ、施設が可能な電算室内に情報を置くことで漏えい、滅失、毀損を防ぐ。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 9、従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	内部監査を実施し、安全を確認している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	内部監査を実施し、安全を確認している。	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正
令和6年10月1日	Ⅲリスク対策 10、その他のリスク対策	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	削除	事前	VRS機能が全停止することに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 1、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和6年10月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 2、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正に伴う変更
令和7年11月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施設管理されたサーバ内に保管する。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施設管理されたサーバ内に保管する。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入室及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施錠可能な本市の電算室内 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施(重要な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ガバメントクラウドにおける措置> ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施(重要な変更)
令和7年11月25日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施(重要な変更)
令和7年1月31日	Ⅳ開示請求、問合せ 1、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の子供予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事前	連絡先の集約

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅳ開示請求、問合せ 1、特定 個人情報の開示・訂正・利用停 止請求 ②請求方法	加須市個人情報保護条例に基づき、開示・訂正・ 利用停止請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律に基づき、開示・ 訂正・利用停止請求を受け付ける。	事前	根拠規定の変更
令和7年1月31日	Ⅳ開示請求、問合せ 2、特定 個人情報ファイルの取扱いに 関する問合せ ①連絡先	【新型コロナウイルス予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療 課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須 保健センター 電話：0480-62-1311 【高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接 種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療 課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須 保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話 ：0480-62-1111	【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高 齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療 課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須 保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話 ：0480-62-1111	事前	連絡先の集約
令和7年11月25日	V評価実施手続き ①実施日	令和4年1月21日時点	令和7年1月31日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実 施(重要な変更)
令和7年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 6.特定個人情報の保管・消 去 保管場所	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等 は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365 日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入 退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施設管理 されたサーバ内に保管する。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・ プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセン ターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特 定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存され る。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施設可能な本市の電算室内 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設 置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、 クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス 事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほ か、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内 のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置され た複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター 内に保存される。	【保管場所】 (接種記録の情報連携) ・サーバ設置場所の管理・既存住基システムの主サーバ機器等 は委託先のIDCで管理している。また、副サーバは24時間365 日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入 退室管理を行っている区画(サーバ室)に設置している施設管理 されたサーバ内に保管する。 ・中間サーバ・プラットフォームにおける措置・中間サーバ・ プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセン ターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特 定個人情報、サーバ室に設置された中間サーバのデータ ベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存され る。 (接種対象者の登録、接種券発行等) 入退室が管理され、施設可能な本市の電算室内 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設 置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、 クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス 事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほ か、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内 のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置され た複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター 内に保存される。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのため のセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス 事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ 対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に 実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する 環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、 バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバ・プラット フォームの更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改
令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ガバメントクラウドにおける措置> ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者がアクセスできるような適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月「デジタル庁、以下利用基準」という。))に規定する(ASP)をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	<ガバメントクラウドにおける措置> ・物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者がアクセスできるような適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月「デジタル庁、以下利用基準」という。))に規定する(ASP)をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、政府情報システムのためのセキュリティ・評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、高度検知とセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 ②中間サーバーサービス事業者は、セキュリティ管理が適切に実施されているほか、改善を進めている。 ③ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ④日本国内でデータ処理を行っている。 ・技術的対策 ①中間サーバー・プラットフォームではITPM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを物理的かつ包括的に保護する装置)を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ・評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの特定の情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化したうえで、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改
令和7年7月15日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	IV 開示請求、問合せ	1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先 【新型コロナウイルス・高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先 【高齢者予防接種・新型コロナウイルス感染症特例臨時接種・臨時接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先 【高齢者予防接種・新型コロナウイルス感染症特例臨時接種・臨時接種に関すること】 加須市役所 健康スポーツ部 いきいき健康医療課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311 【上記以外の小児予防接種に関すること】 加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣2丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事前	連絡先の集約